

令和7年度（2025年度）熊本県毒物劇物取扱者試験合格基準

〈合格基準〉

次の1及び2を同時に満たす者を、合格者とする。

- 1 実施する試験科目の合計が、満点の6割以上である者
- 2 実施する試験科目ごとの得点が、おのこの満点の4割以上である者

※試験科目とは

- ① 毒物及び劇物に関する法規
- ② 基礎化学
- ③ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- ④ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

〈その他〉

特定品目については、受験申込みがなかったため、実施していません。